

第141回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和元年9月30日（木）9:00～11:10

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

高市総務大臣、長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官
統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、永島次長、柴沼次長
政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、金子統計審査官

4 議 事

- （1）公的統計の総合的品质管理を目指した取組について（建議）
- （2）諮問第131号の答申「国勢調査の変更について」
- （3）諮問第132号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」
- （4）毎月勤労統計調査について
- （5）平成30年度における官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について
- （6）令和2年度統計改革に関するリソースの要求状況について
- （7）人口動態調査の変更について

5 議事概要

(1) 公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）

河井点検検証部会長から、資料1に基づき、部会の審議結果について、説明が行われ、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」が決定された。本建議については、西村委員長から高市総務大臣に手交された。

(2) 諮問第131号の答申「国勢調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料2-1に基づき、答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布することは、回収率の向上や、統計調査全体のオンライン回答の普及にも寄与する。ほかにも、地方公共団体の現場の負担軽減を意識した変更が随所にあり、感謝したい。「(3) 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善」「(4) 市町村の判断による郵送回収方式の見直し・改善」は、オートロックマンションの増加等により、調査員の訪問自体が困難な状況の中、現実的な対応と考える。国勢調査は、我が国における基幹的で重要な調査であることから、特に若い人たちには、大学や職場、SNS等で、オンラインでも回答できること、一人一人の国民が大切にされるための調査であること等について早くからの情報発信が必要と考える。現場の実態に即した調査計画となるよう検討していただいたことに感謝するとともに、来年の調査が円滑に進むことを願う。
- ・来年の調査実施に当たっては、第三次試験調査の結果も踏まえ、更なる有効かつ効果的な広報について引き続き検討することを強く求める。また、来年の調査の実施状況について、十分な検証・分析を行い、その結果を踏まえ、令和7年の調査に向け、しっかりと見直し・検討を行っていただきたい。

(3) 諮問第132号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から資料3-1に基づき、答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・初任給の公表時期について審議をお願いしたが、当初の計画から1ヶ月早めた上で、更なる早期化も検討いただくという前向きな回答をいただいたことに感謝申し上げる。その上で、本件に限らず、公表時期を変更する場合は利用者への影響が大きいことから、今後、諮問の際には、変更前後の公表日を明確にするようにしていただきたい。
- ・匿名データの提供については、統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会

において一定の結論を得ることとされているが、厚生労働省は統計委員会との連携を一層強化して、匿名データの作成・公表に向け、努力いただきたい。

- ・ 第Ⅲ期基本計画や前回答申における課題を踏まえ、抜本的な見直し・改善を図るものであることを評価する。一方、初任給額の把握方法の見直しや労働者数の推計方法の変更等については、これまでの調査結果と差異が生じることになるため、調査結果の公表に当たっては、具体的かつ丁寧な説明と過去の調査結果との分析に資するデータの提供を強く求める。また、今後の課題で指摘している事項についても検討を進めることはもとより、今回変更する内容についても、しっかりと検証を行うとともに、利活用ニーズの変化等を踏まえて見直し・検討を行っていただきたい。

(4) 毎月勤労統計調査について

厚生労働省から、資料4-1に基づき、「統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する回答が説明され、その後、4-2に基づき、平成16年から平成23年までの遡及データの推計方法について説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

○資料4-1について

- ・ 資料の内容には賛成する。このような品質管理の対応をする統計をどこまでの範囲とするのか。
 - 基幹統計・一般統計は当然対象とする。業務統計についても基本的にはこのルールにのっとって対応してもらうこととするが、調査によっては完全に準拠できないものもあるかもしれないので、今年度調査をして精査していきたい。
- ・ いろいろな委員会や、学識経験者による常設の検討会をするということだが、統計委員会においてもガイドラインの作成等に対応しているので、重複しないように、ガバナンスを考え意思疎通をよくしてもらって、厚生労働省で考えなくてはいけない問題を集中的に厚生労働省の委員会で考え、大きな枠組みは統計委員会で検討するなど、連携をうまくはかっていただきたい。
 - 統計委員会を始めとして政府全体の議論を踏まえて、厚生労働省の統計に何が必要なのか検討し、統計委員会と連携をとり、相談していきたい。
- ・ 再発防止には、組織体制や組織文化が健全であることが大事、「風通しの良い組織」にし、「事なかれ主義」を一層できるか注目している。旧厚生省と旧労働省の各作成統計では、母集団や標本抽出の仕方、調査項目の選択に関する合意形成の仕方などに相違がある。利用者の観点からも、内部で真剣に議論していただきたい。毎月勤労統計の本系列の断層問題にどう取り組むかといった点や、作成方法や誤差に関する情報開示がどれだけ充実するかに注目

している。統計技術的・学術的な課題については、統計委員会、内閣官房（統計分析審査官）、総務省（統計研究研修所ほか）などと連携し、外部・専門家集団の知見を活用していくことが重要。統計委員会はその専門家集団の司令塔である。

○資料４－２について

- ・平成16年から23年の遡及推計に概ね目処が立ったことが確認できた。遡及データの推計については、新たな課題が出てくることも考えられたため、労働省は、統計委員会担当室と緊密に連絡を取りながら、一刻も早い公表をお願いしたい。今後の取り組みは、統計法施行状況報告審議などで、継続的にフォローアップしていく。

毎月勤労統計の信頼を回復するには、（１）「バッド・ニュース・ファースト」の徹底、（２）過去を含めた「情報開示」の徹底、（３）強力な信念を持ったリーダーシップ、の３つが備われば不可能ではない。

統計委員会が強いリーダーシップを発揮していくことは当然だが、厚生労働省において統計幹事を中心に省内の関係職員が統計の重要性を再認識し、信頼回復に全力を挙げて取り組むことを強く期待する。

（５）平成30年度における官民の統計コスト削減に係る各府省の取組について

総務省から資料５－１、５－２に基づき、統計コスト削減についての各府省の取組状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・各府省においては、統計の品質確保や利活用促進の観点にも留意しつつ、政府全体で統計に関する官民コストを３年で２割削減するという目標達成に向けて、今後も着実に取り組むよう、お願いしたい。

（６）令和２年度統計改革に関するリソースの要求状況について

総務省から、資料６に基づき、令和２年度統計改革に関するリソースの各府省の要求状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・各府省の統計リソースの要求状況について、統計委員会としても、引き続き注視するとともに、統計リソースの確保を支援していきたい。
- また、各府省においては、今後とも、各種課題の解決に必要なリソース確保に努め、そのリソースを活用し、再発防止策も踏まえた統計の品質確保にしっかりと取り組むよう、お願いしたい。

（７）人口動態調査について

総務省から、口頭により公表時期の変更について西村委員長及び白波瀬人口・社会統計部会長に判断を仰ぐこととなった経緯とともに、統計委員会で報告することとした理由について説明が行われた後、厚生労働省から資料7に基づき、公表期日の変更について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・人口動態調査の報告漏れに伴う公表時期の変更については大変遺憾であり、再発防止策を講じることを強く求める。また、報告漏れを3月に公表し、9月に確定値を公表することとしていたにも関わらず、公表時期を遅延する旨の説明が9月30日までなかったことについても極めて遺憾である。遅くとも8月までには報告がなされるべきであり、厚生労働省には、今後、適時・適切な調査計画の見直しを強く求める。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>